

第1回 木曽三川下流域自然再生検討会

設立趣旨(案)及び検討会規約(案)等について

平成21年2月16日

国土交通省 木曽川下流河川事務所

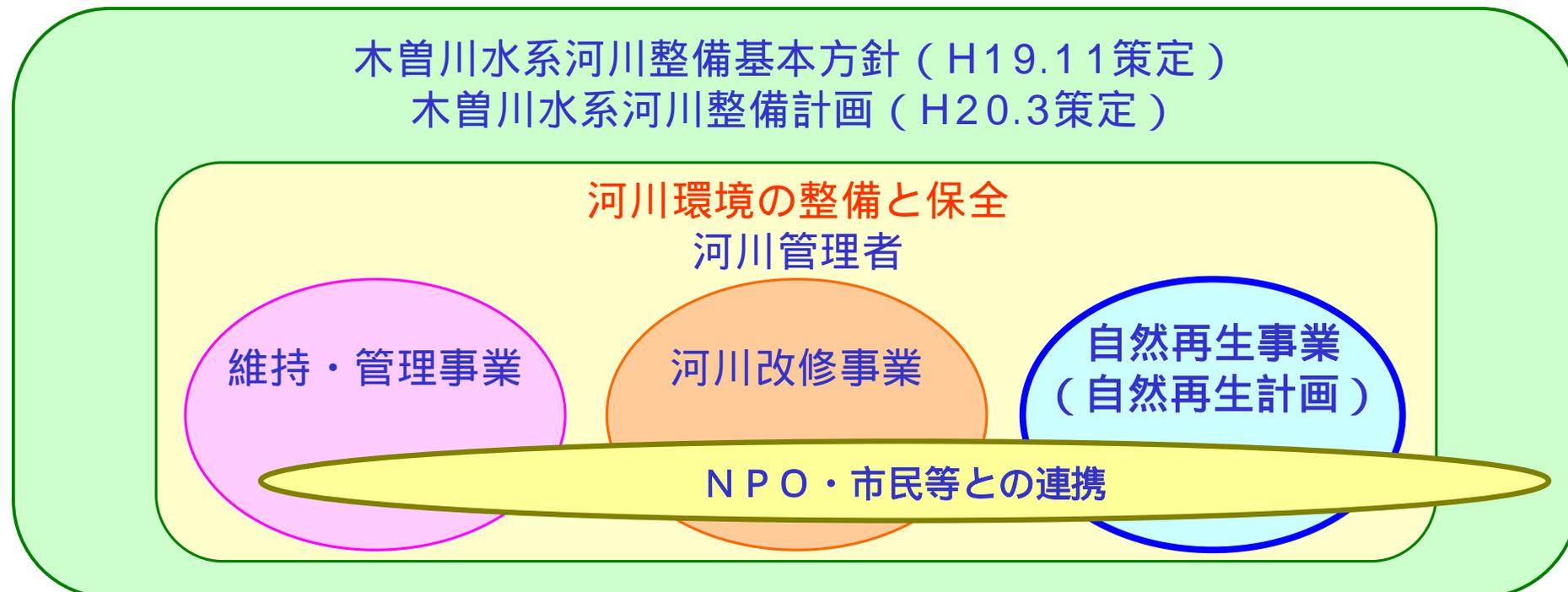
# 資料構成

- 1 自然再生計画について
  - 1 - 1 河川環境の整備と保全について
  - 1 - 2 自然再生計画の概要
  - 1 - 3 自然再生計画に位置づける内容
  
- 2 木曽三川下流域自然再生計画の検討の考え方
  - 2 - 1 自然再生計画の検討に向けた現状と背景
  - 2 - 2 自然再生計画の検討に向けた課題
  - 2 - 3 自然再生計画の検討に向けた方針
  
- 3 木曽三川下流域自然再生検討会 設立趣旨（案）
  
- 4 木曽三川下流域自然再生検討会 規約（案）
  
- 5 木曽三川下流域自然再生検討会の運営について（案）

# 1 自然再生計画について

## 1-1 河川環境の整備と保全について

- ・平成20年3月に策定された木曽川水系河川整備計画で、「河川環境の整備と保全」に関し、「豊かで多様性に富み、潤いと安らぎのある木曽三川らしい河川環境」が目標に掲げられた。
- ・河川整備計画で定めた「河川環境の整備と保全」のうち、良好な自然環境の保全、失われた又は劣化した環境の再生に関する整備を実現していくための具体的な実施計画として、自然再生計画を定め自然再生事業として実施する。
- ・河川環境の整備と保全は自然再生事業以外に維持、管理事業、河川改修事業においても実施し、河川管理者のみならず、NPO・市民等との連携により実施が望まれる。



# 1 自然再生計画について

## < 参考 >

### 河川整備計画の「河川環境の整備と保全に関する事項」の概要

河川環境の整備と保全については、良好な自然環境の保全を図りつつ、失われるなどした環境の再生につとめるため、多自然川づくり、自然再生事業及び魚がすみやすい川づくりを一体的に実施。

自然再生事業は、希少種などの生息・生育・繁殖環境について、河川水辺の国勢調査等、定期的なモニタリングを行いながら、樹林化の進行や外来生物の侵入などにより悪化した箇所について、環境の悪化状況や生物の生息・生育・繁殖状況等の重要度より優先度を設定し、保全・再生に努める。

#### 主な整備と保全事項

- ・ 下流域 木曽川：ケレップ水制群間のワンド、湿地環境、ヨシ原・干潟の保全や再生など  
長良川：ワンド等の水際湿地、ヨシ原、水際環境、砂礫河原の保全や再生など  
揖斐川：ワンド等の水際湿地、ヨシ原、干潟、砂礫河原の保全や再生、魚付林の保全など  
河川整備計画で示されている下流域は、木曽川下流河川事務所の管内とは異なる。
- ・ 河口域：ヨシ原・干潟の再生、水産資源の生産に適した汽水域の水環境の保全など

# 1 自然再生計画について

## 1-2 自然再生計画の概要

### 自然再生計画とは

自然再生事業の具体的な目標、場所、方法を定める計画

### 自然再生事業とは

治水や利水を目的とする河川整備事業の中でミティゲーションとして川の環境保全を行うのではなく、河川環境の保全を目的とし、流域の視点から「川のシステム」を再自然化する河川事業

### 自然再生計画の対象範囲

木曾川下流河川事務所管内を対象  
(右図参照)

### 自然再生事業の対象とする期間

概ね五箇年



# 1 自然再生計画について

## 1-3 自然再生計画に位置づける内容

自然再生計画は、以下にあげる項目を骨子とする。

### 1．流域及び河川の現状の把握

流域や河川などの環境や社会的背景などの現状の把握。

### 2．流域及び河川の歴史的変遷の把握

現在の流域・河川の環境が形成された経緯等を歴史的に把握。

### 3．課題の整理

環境変化をもたらした因果関係を整理し、現在の環境の課題を把握。

### 4．目標および方向性の設定

河川を取り巻く社会条件なども考慮し、実現可能な目標を設定。

### 5．整備内容および施工計画

川のシステムの再生を目指した整備内容・施工計画を検討。

### 6．予測・評価、モニタリング、パートナーシップ

自然再生事業の実施による効果の予測・評価手法、モニタリングや流域住民やNPO等とのパートナーシップ(連携・協働)等について検討。

## 2 木曽三川下流域自然再生計画の検討の考え方

### 2 - 1 自然再生計画の検討に向けた現状と背景

- ・ 木曽川下流域のヨシ原や干潟の再生を目的に、「木曽三川下流域自然再生計画書」を平成15年度に策定。現在、この計画に基づき事業を実施中。
- ・ 平成19年11月に木曽川水系河川整備基本方針、平成20年3月に木曽川水系河川整備計画が策定。その中で「河川環境の整備と保全に関する事項」が位置付けられた。

### 2 - 2 自然再生計画の検討に向けた課題

- ・ 河川整備計画で位置づけられた「河川環境の整備と保全に関する事項」の趣旨を踏まえ、実現に向けた具体的な計画の策定が必要。
- ・ 山から海までの流域全体の目標を踏まえ、木曽三川下流域の位置付け、自然再生目標などの設定が必要。
- ・ 自然再生の実施に際し、NPOや沿川住民等との連携・協働が必要。

## 2 木曾三川下流域自然再生計画の検討の考え方

### 2 - 3 自然再生計画の検討に向けた方針

- ・ 実施中の再生事業(干潟・ヨシ原)の効果・評価を踏まえ、今後概ね五箇年で実施する自然再生事業を位置づける計画を策定(平成21年度上半期を目途)。
- ・ 自然再生計画の検討に際し、多彩な視点から意見を伺う場として木曾三川下流域に関わりが深く地域の生物や環境、自然再生事業等に詳しい学識者・有識者により構成される「木曾三川下流域自然再生検討会」を設置。
- ・ 検討会で頂く意見は自然再生事業に限定せず、木曾三川下流域の河川環境全般や自然再生の目標や考え方、モニタリング、地域連携などについても、多彩な視点より意見を頂く。

流域住民からの意見は、ふれあい懇談会を開催し聴取する。

### 3 木曽三川下流域自然再生検討会 設立趣旨（案）

#### 木曽三川下流域自然再生検討会 設立趣旨（案）

木曽川水系では、河川の整備についての基本となるべき方針を定めた「木曽川水系河川整備基本方針」が平成19年11月に策定され、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施するため、河川整備の目標に関する事項や河川整備の実施に関する事項を定めた「木曽川水系河川整備計画」が平成20年3月に策定されました。

河川整備計画では、治水に関わる整備内容だけでなく、河川環境の整備と保全に関する事項を定めており、これを受け、これまでに実施してきた事業の効果や課題を評価したうえで、整備計画の理念に基づく具体的な対策やモニタリング計画を盛り込んだ自然再生計画について検討が必要となりました。

検討会では、自然再生計画を検討するにあたり、木曽三川下流域に関わりが深く地域の生物や環境、自然再生事業等に詳しい学識者・有識者の方々に、木曽川下流域の現状、変化、環境上の課題、自然再生の考え方等について、多彩な視点から意見を伺い計画に反映していくことを目的に、ここに「木曽三川下流域自然再生検討会」を設立するものです。

### 3 木曽三川下流域自然再生検討会 設立趣旨（案）

#### 【設立の主な目的】

- ・ 河川環境全般の現状や変化に対して多様な視点からの意見収集
- ・ これまでに実施した事業の効果を評価し、自然再生計画の課題について、多様な視点からの意見収集
- ・ 自然再生計画のめざすべき姿及び自然再生の考え方について、多様な視点からの意見収集
- ・ 自然再生計画に基づく実施事業のモニタリングについて多様な視点からの意見収集
- ・ 地域連携（パートナーシップ）の実施に向けた意見・指導や実施サポート
- ・ 河川整備や維持管理における河川環境への対応の考え方等に対する意見収集

## 4 木曽三川下流域自然再生検討会 規約（案）

### 木曽三川下流域自然再生検討会 規約（案）

#### （趣 旨）

第1条 本会は、「木曽三川下流域自然再生検討会」（以下、「検討会」という。）と称し、その組織及び運営については、この規約に定めるところによる。

#### （目 的）

第2条 検討会は、「木曽三川下流域自然再生計画」を検討するにあたり、木曽三川下流域に関わりが深く地域の生物や環境、自然再生事業等に詳しい学識者・有識者の方々に、木曽三川下流域の現状、変化、環境上の課題、自然再生の考え方等について、多様な視点から意見をいただくことを目的とする。

#### （構 成）

第3条 検討会は、木曽三川下流域に関わりが深く地域の生物や環境、自然再生事業等に詳しい学識者・有識者である委員から構成し、委員は別表のとおりとする。

2. 委員は、河川管理者である国土交通省木曽川下流河川事務所長が委嘱する。
3. 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

## 4 木曾三川下流域自然再生検討会 規約（案）

### （運 営）

第4条 検討会には、座長をおく。

- 2．座長は事務局より選任され、会務を統括するとともに、検討会の開催にあたって委員を召集する。
- 3．座長に事故があるときは、座長が指名する委員がその職務を代行する。
- 4．座長は、検討会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、検討会に委員以外の出席者を求めることができる。

### （情報公開）

第5条 検討会は原則公開とし、検討会資料、議事概要を事務局より公表する。その他一般傍聴や公表方法等は別途定める。ただし、検討会資料、議事概要の中の貴重種に係わる情報については非公表とする。

### （事務局）

第6条 検討会の事務局は、国土交通省木曾川下流河川事務所内に置く。

## 4 木曽三川下流域自然再生検討会 規約（案）

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が検討会に諮って検討会で定めるものとする。

2 . この規約の改正については、検討会で定めるものとする。

附則

（施行期日）

この規約は、平成21年2月16日から施行する。

# 4 木曾三川下流域自然再生検討会 規約（案）

< 別 表 >

## 「木曾三川下流域自然再生検討会」 委員名簿（案）

氏名	所属・役職	専門分野
秋田 清音	桑名漁業協同組合連合会 代表理事会長	漁協
伊藤 直之	木曾三川夢の郷を育む会 代表 / NPO法人魅力発見木曾三川 代表理事	市民団体
萱場 祐一	独立行政法人土木研究所 総括主任研究員 / 自然共生研究センター長	河川生態
関口 秀夫	三重大学 大学院生物資源学研究科 招へい教授	底生生物・海洋
藤田裕一郎	岐阜大学流域圏科学研究センター 教授	河川工学
増田 理子	名古屋工業大学大学院工学研究科 准教授	保全生物、繁殖生態
森 誠一	岐阜経済大学 経済学部 教授	魚類
渡辺 勉	海津市漁業協同組合 組合長	漁協

（敬称略、五十音順）

## 4 木曽三川下流域自然再生検討会 規約（案）

<別紙>

### 木曽三川下流域自然再生検討会の情報公開について（案）

木曽三川下流域自然再生検討会（以下「検討会」という。）規約第5条に基づき、「情報公開」の方法等を下記のとおり定める。

#### （議事）

- ・ 議事は原則公開とする。ただし、検討会の円滑な運営を図るため、ビデオ、カメラ等の撮影は、座長の挨拶までとする。
- ・ 貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等については、非公開とする。

#### （資料）

- ・ 検討会資料（議事の説明資料、配付資料）は原則公開とする。ただし、貴重種の情報個人情報保護法に抵触する資料は、委員に限り配布するものとし、また、必要に応じて回収する。
- ・ 公表資料は、木曽川下流河川事務所において閲覧できるよう、事務局において対応する。
- ・ なお、公表資料は閲覧場所への設置とともに、ホームページでも閲覧できるようにする。

## 4 木曾三川下流域自然再生検討会 規約（案）

### （議事概要）

- ・ 議事概要を検討会終了後に作成し、全委員の確認を得た上で、公開する。ただし、貴重種の情報、発言者の個人名は非公開とする。

## 5 木曽三川下流域自然再生検討会の運営について（案）

### 木曽三川下流域自然再生検討会の運営について（案）

#### （主 旨）

木曽三川下流域自然再生検討会（以下「検討会」という。）の議事を円滑に進めるために傍聴にあたってのお願いなどを定めたものです。

#### （傍 聴）

- 1．検討会を傍聴される方は、会議場に入室する前に、受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記入していただきます。
- 2．会場内に傍聴席を準備しますが、会場の都合により満席の場合は、入室をお断りする場合があります。
- 3．傍聴者は、会場内において、次の事項を守っていただきます。守っていただけない場合は、退室していただく場合があります。

委員への意見、言論への批判、賛否の表明、拍手などは遠慮願います。

私語、談論や器機操作等の雑音等が生じる行動は遠慮願います。

会議中の立ち歩きや、会場への出入りは極力遠慮願います。

携帯電話の使用は遠慮願います。

## 5 木曽三川下流域自然再生検討会の運営について（案）

フラッシュライトや撮影照明等を使用した撮影は遠慮願います。ただし、冒頭の座長挨拶までは、それらを使用した撮影は可能とします。

会議内容の筆記、録音等は可能とします。

その他、議事の妨げになるような行為は遠慮願います。

- 4．検討会は原則公開で行いますが、非公開の決議がなされた時、または座長が傍聴されている方に退出を命じた時は傍聴できませんので、速やかに退出していただくこととなります。
- 5．その他、傍聴される方は事務局の案内に従っていただきます。

### （情報公開）

- 1．検討会資料、議事概要については、木曽川下流河川事務所に設置した閲覧場所での閲覧とともに、ホームページでも閲覧できるようにする。
- 2．ただし、検討会資料、議事概要の中の貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等については非公表とします。